

2025年2月17日
 株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン
 代表取締役社長 三村博明
 問合せ先： 取締役管理本部長 松本勝裕
 03-4361-2018

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の株主、取引先、従業員その他全てのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、意思決定の迅速化、経営の透明性・公正性を高めていく必要があると考えております。そのために、法令等の遵守体制及びリスク管理体制の強化なども含めたコーポレート・ガバナンス体制の整備に注力することを経営上の重要な課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シエルトコミュニケーションズ	640,000	45.7
三村 博明	280,000	20.0
VPJ 社員持株会	248,000	17.7
関 郷	186,000	13.3
吉川 美幸	26,000	1.9
三村 俊介	20,000	1.4

支配株主（親会社を除く）	三村博明
--------------	------

親会社名	—
------	---

補足説明

株式会社シエルトコミュニケーションズは当社代表取締役社長三村博明の資産管理を目的とする会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりません。ただし、例外的に取引を行う場合は、「関連当事者取引管理規程」に則り、取締役会にて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分検討したうえ、承認を得てから実施することで、少数株主に不利益が生じない体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安藤 秀樹	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 秀樹	○	—	ソフトウェア製品の法人営業とマーケティング領域、及びマネジメント全般、海外展開における専門的な知見と経験を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言をいただけることを期待して、当社の社外取締役に招聘したものであります。ま

			た、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名以内
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による監査の3つを基本としております。監査役と会計監査人は、定期的な会合をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。監査役と内部監査担当者は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村 洋二郎	他の会社の出身者													
藤川 幸廣	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 洋二郎	○	—	映像制作領域及び DAM 領域における専門的な知見を有しているだけでなく、経営者としての幅広い経験を有しており、また、企業経営におけるファイナンス、法務、知的

			財産権等に関する幅広い知見を有していることから、当社の社外監査役に招聘したものであります。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。
藤川 幸廣	○	—	映像制作領域において専門的な知見を有しているだけでなく、企業の経営者として IPO を達成した経験を有しており、コンプライアンス全般(会社法、金融商品取引法、労働法規等)に関する幅広い知見を有していることから、当社の社外監査役に招聘したものであります。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
<p>その他独立役員に関する事項</p> <p>当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。</p>	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
<p>該当項目に関する補足説明</p> <p>当社の継続的な成長及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。</p>	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
<p>該当項目に関する補足説明</p> <p>当社の業績向上に対する意欲や士気向上することで、企業価値を高めることを目的としており、当社取締役、従業員に対して、新株予約権を発行しております。</p>	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
<p>該当項目に関する補足説明</p> <p>報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、個別の記載はしておりません。また、取締役及び監査役の報酬等は、役員区分ごとに総額で開示しております。</p>	

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で決定された総額限度内において、各取締役の職務・職責・成果などの評価、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況を総合的に鑑みて代表取締役が原案を作成いたします。代表取締役が作成した取締役の報酬額は、社外取締役・社外監査役から意見を聴取し、取締役会で代表取締役へ一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役へのサポートは管理本部にて行っております。取締役会の資料は、原則として管理本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、管理本部より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役、経営管理室及び管理本部より監査役監査、会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っております。これらにより、独立役員が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、当社の株主、取引先、従業員その他全てのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、意思決定の迅速化、経営の透明性・公正性を高めていく必要があると考えております。そのために、法令等の遵守体制及びリスク管理体制の強化なども含めたコーポレート・ガバナンス体制の整備に注力することを経営上の重要な課題であると認識しております。

a. 取締役会

取締役会は、常勤の取締役4名と非常勤(社外)取締役1名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、経営方針、経営戦略、事業計画、重要な業務執行に係る事項、株主総会決議により授権された事項、法令、定款、及び「取締役会規程」に定められた事項を決議するとともに、法令、「取締役会規程」及び「職務権限規程」に定められた事項につき報告を受けております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役及び取締役会の業務執行の状況の監査を行っております。なお、取締役会は、代表取締役三村博明を議長とし取締役吉川美幸、取締役小菅暁史、取締役松本勝裕、社外取締役安藤秀樹で構成されます。

b. 監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催することになっております。監査役会では、法令、定款及び監査役会規程に基づき監査役監査が実施されるほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況等についての報告が行われております。なお、監査役会は、常勤監査役関郷を議長とし社外監査役西村洋二郎、社外監査役藤川幸廣で構成されます。

c. 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役4名、各部長及び常勤監査役(オブザーバー)で構成され、会社の事業計画等について協議するとともに、業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図ることを目的に毎月開催しております。

d. 内部監査

当社は、会社組織が比較的小規模のため独立した内部監査部門を設けておりませんが、経営管理室に所属する1名が内部監査担当者として年間の内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して監査を実施しております。なお、自己の属する部門については別の担当者が業務監査を実施することで自己監査とならない体制としております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、企業活動に関わるリスクを適切に管理し会社として対応するとともに、法令等の遵守を

推進し、もって円滑な事業運営を実現することを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会の役割として、リスクに対する管理全般及びコンプライアンスに係る課題の調査・対応をミッションとし、当委員会において報告、審議または決定された重要な事項については、適宜、取締役会において報告することとなっております。なお、当委員会は、代表取締役を議長とし取締役松本勝裕、取締役吉川美幸、取締役小菅暁史、常勤監査役関郷、各部門長で構成されております。

f. 会計監査人

当社は、会計監査人として双葉監査法人を選任しております。また、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間に特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、法定機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、監査法人より金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じた監査を受けております。そのほか、業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図ることを目的とした経営会議の設置、企業活動に関わるリスクを適切に管理し会社として対応するとともに、法令等の遵守を促進することを目的としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。これらの各機関が相互に連携することで、コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能し、企業価値の継続的向上に繋がると考え、現在の体制を採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、株主の皆様の議案検討のための時間を十分に確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月決算であり、3 月に定時株主総会を開催しております。集中日を回避した株主総会日程を設定し、より多くの株主の皆様が出席しやすいよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトに IR 用のページを作成し、ディスクロージャーポリシーを記載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向けにタイムリーディスクローズを心掛け、当社の業績や業績予想についての説明を WEB 形式にて当社 IR ページへ動画とともに掲載する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに、タイムリーディスクローズを心掛け、当社の業績や業績予想についての説明を WEB 形式により実施し、その内容を当社 IR ページへ動画で掲載する予定であります。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として認識しております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、IR 活動、IR 資料等の当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を IR・情報開示担当部門とし、取締役管理本部長を IR・情報開示の推進責任者とする予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程及び適時開示業務マニュアルにおいて、ステークホルダーに適切かつ公平な情報提供を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページ、定期的開催する決算説明動画等により、ステークホルダーへタイムリー、かつ公平で積極的な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を決議し、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は、以下の通りであります。</p> <p>(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、経営理念を定め、当社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、取締役・使用人に対して必要な教育、啓蒙を推進する。 ・ 取締役会は、取締役及び使用人が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。 ・ 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。 ・ 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、「取締役会規程」に従い職務を執行する。 ・ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。 ・ 当社は、法令・定款の遵守を徹底するため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役会直轄のリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理を行う。合わせて、当社内における法令・定款等に違反する行為を発見した場合について、使用人が直接通報を行う手段として内部・外部に通報窓口を設置するものとする。 <p>(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。 ・ 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。 <p>(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「リスク管理規程」を制定し、代表取締役の下、管理本部が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。

- ・各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ・取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ・取締役会は、中期経営計画及び年度予算を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
 - ・監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - ・当社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
 - ・当社の取締役及び使用人は、重要な法令や定款に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ・当社の取締役は、上記の報告をしたことを理由として取締役又は使用人を不利に取り扱ってはならない。
 - ・監査役は、職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ・内部監査担当者は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当者に報告を求める。
- (8) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - ・当社は、「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力などと一切関係をもたないことを定め、その遵守を取締役及び使用人の義務とする。
 - ・当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対応規程」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。
- b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (a) 社内規程の整備状況

当社では、「反社会的勢力対応規程」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - (b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

対応統括部門を管理本部総務人事、統括責任者を管理本部担当役員と定め、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、所轄警察署などの外部専門機関との連携等が図れる体制を構築しております。
 - (c) 反社会的勢力排除の対応方法
 - (i) 新規取引先・株主・役職員について

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力の排除に係る調査実施マニュアル」に基づき、全ての役員登用時、従業員の入社時、新規顧客との取引時、株主に対して下記の通りに反社会的勢力排除に向けた調査を行っており、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はありません。
 - (ii) 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、日経テレコン等を利用して調査・確認を実施しております。

(ハ) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合
速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(ニ) 外部の専門家との連携状況
当社は、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ加盟、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

(ホ) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(ハ) 研修活動の実施状況
当社は、役職員に対して「反社会的勢力対応規程」の内容を周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応等について、定期的な教育及び研修を行っております。

V. その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

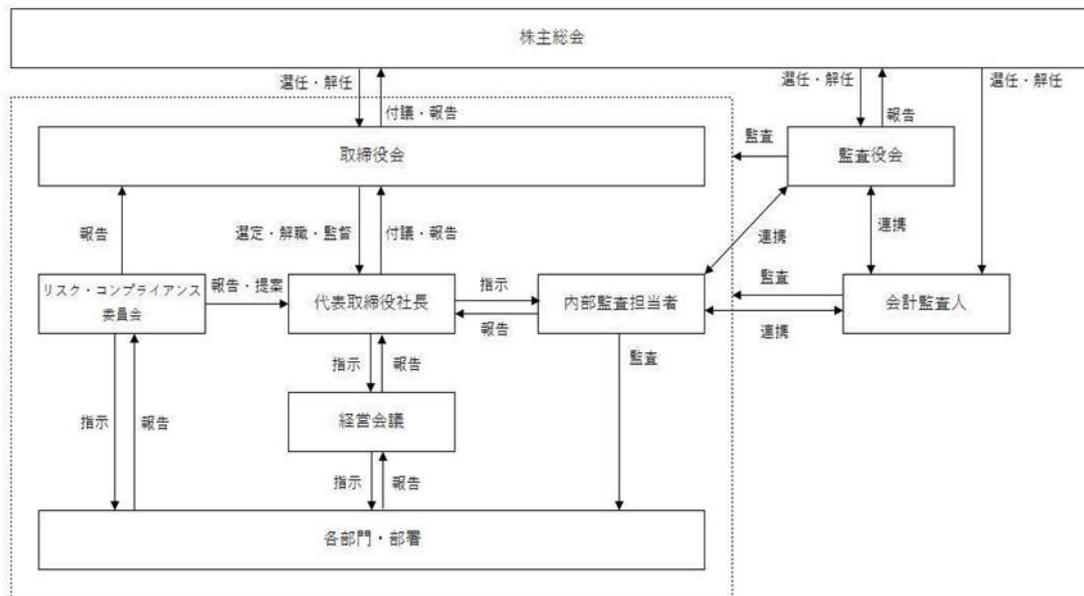
該当項目に関する補足説明

当社では、現時点において買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの様式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示の業務フロー】

